

参画と協働のまちづくりに向けて

～自治基本条例とまちづくり～

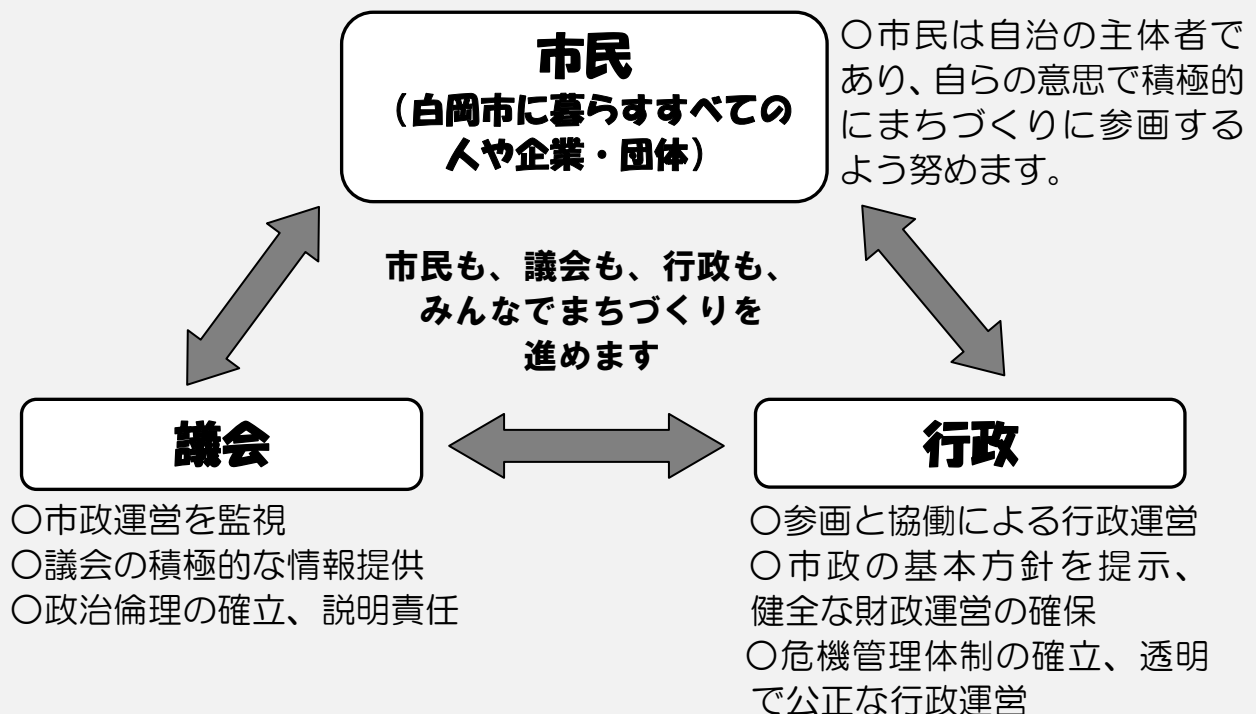
自治基本条例とは…

自治基本条例は、みんなで「課題の解決」や「まちづくり」を進めるために、できること、やってもらいたいことなど、その基本的なルールを定めているものです。

自治基本条例はどうして必要なの？

地域の「課題の解決」や地域の実情に応じた「まちづくり」をきめ細やかに進め、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していくためには、自治の主体者である市民の皆さんが、自らの意思で積極的にまちづくりに【参画】するとともに、議会・行政とともに力を合わせて活動する【協働】が必要となってきています。

自治基本条例で定めている
まちづくりの仕組み（市民、議会、行政の役割）



Q まちづくりって何ですか？

市民、議会、行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいいます。

道路や公園をつくるようなインフラ整備だけでなく、ごみ拾いなど地域で行う美化活動も「まちづくり」です。

Q 参画って何ですか？

参画とは、市民が市政に主体的にかかわることです。

安全安心で暮らしやすい地域社会をつくるため、市政に対して提案したり、話し合いに加わるなど、市民が市政に主体的にまちづくりに取り組みます。

○市民は、まちづくりに参画する権利を有する。(第4条)

○市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。(第5条)

※市民の参画に関し必要な事項は、市民参画条例で定めています。

Q 協働って何ですか？

協働とは、市民、議会、行政が、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携し、お互いを尊重しながら協力してまちづくりに取り組むことです。

○市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。(第15条)

市民の皆さんが参画するための主な方法は、次のとおりです

審議会等への参画（公募委員）

審議会等は、市の計画についての審査、審議、調査等を行なうために設置され、市民はこれらの審議会等に参画して、市に意見を述べるすることができます。

パブリックコメント

市民生活に大きな影響を及ぼすような重要な条例や計画を制定する場合に、事前に条例案や計画案に意見を提出することができます。

住民投票制度

市長は、市政に関する重要事項について、必要と認められたときは、市民の意思を直接確認することができます。市民は、重要事項について投票することで意思を示すことができます。

出前講座等

市民は、市が実施する職員出前講座で、市の事業や施策、まちづくりに対して理解を深めることができます。

その他

市民説明会への参加、市民アンケート、市民提案制度、市民と市長の対話集会、市長への手紙、審議会等への傍聴といったものがあります。

市民サポーター登録制度

市民の皆さんにまちづくりに積極的に参画していただくため、市から市民参画手続きの実施に関する情報や住民協働及び市民参画に関する情報をEメールで発信します。あなたも登録してみませんか。詳しくは地域振興課市民協働担当まで

裏面に自治基本条例の全文を掲載していますので、必要に応じてご参照ください。

参考資料：自治基本条例全文

〇白岡市自治基本条例（平成23年6月23日条例第6号）

前文

白岡市では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ責務がある。

白岡市では、地方自治の発展を目指し、広く市民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に市民、議会、行政が協働して取り組んでいる。

私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手で まちづくりを推進していく必要がある。そして、市民主体の自治を推進するため、市政における市民の参画と協働の原則を定め、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければならない。

私たちは、こうした考え方にに基づき、ここに白岡市の最高規範として白岡市自治基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、白岡市における自治の理念を定めるとともに、市政に関する市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。
- (2) 行政 市長その他の執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。
- (4) 協働 市民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう。
- (5) 地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の市内で自治的な活動をしている組織をいう。

（理念）

第3条 市民、議会及び行政は、白岡市の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。

第2章 市民

（市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。

第3章 議会

（議会の責務）

第6条 議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。

2 議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。

3 議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。

（議員の責務）

第7条 議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。

第4章 行政

（行政の責務）

第8条 行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。

2 行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。

3 行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。

（市長の責務）

第9条 市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。

2 市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

3 市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

(行政組織)

第11条 行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。

(危機管理体制)

第12条 行政は、災害等の緊急事態から市民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携等)

第13条 行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

(行政手続)

第14条 行政は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。

第5章 参画及び協働

(参画及び協働)

第15条 市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。

3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。

4 行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。

5 前項に規定する市民の参画に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 地域活動及び地域自治組織

(地域活動及び地域自治組織)

第16条 市民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。

2 議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。

第7章 情報の公開、提供及び共有

(情報の公開、提供及び共有)

第17条 議会及び行政は、市民に対し説明責任を果たし、市政への参画を促進するため、市政情報を公開するとともに、市民と情報の共有を図るため、市政情報の積極的な提供に努めるものとする。

2 地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。

3 議会、行政及び地域自治組織が、前2項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報情報を適正に取り扱うものとする。

第8章 次世代

(次世代)

第18条 市民、議会及び行政は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。

2 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。

第9章 住民投票

(住民投票)

第19条 市長は、市政に関する重要事項について、市内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。

2 前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第10章 検証等

(検証)

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

(改正又は廃止)

第21条 議会及び市長は、この条例を改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。

第11章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。以下略

○白岡市市民参画条例（平成26年6月27日条例第11号）

（目的）

第1条 この条例は、白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号）第15条第5項の規定に基づき、市民参画の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の参画機会の拡大及び市民の意見の市政への反映を図り、もって白岡市自治基本条例の理念を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。
- (2) 行政 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民からの意見を市政に反映することを目的に設置する会議をいう。
- (4) まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう。

（市民参画のための手続の対象事項）

第3条 行政は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、施策等の内容や市民生活への影響を考慮して、適切な時期に、次条各号に掲げる市民参画のための手続（以下「市民参画手続」という。）のうち、1以上の手続を実施しなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民に利用される大規模な市の施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止
 - (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を行わないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に実施しなければならないもの
 - (3) 行政に裁量の余地がないもの
 - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) 白岡市住民投票条例（平成25年白岡市条例第23号）に基づき住民投票が実施されたもの又は住民投票の実施が請求されたもの
- 3 行政は、前項の規定により市民参画手続を行わないこととしたときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

（市民参画手続）

第4条 本条例における市民参画手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント 行政が、施策等の趣旨、内容等を公表したうえで市民に意見又は提案を求め、それに対して市民が意見等を提出する手続をいう。
- (2) 審議会等 審議会等の委員に選任された市民が、行政からの諮問等に対して意見を述べる手続をいう。
- (3) 市民説明会 行政が、施策等の策定過程において、その内容・状況等を説明するために開催する説明会に市民が参加し、行政と市民が意見交換を行う手続をいう。
- (4) 市民アンケート 行政が、市民の意識や考えを把握・分析するために質問項目、期間等を設定して調査を実施し、それに対して市民が回答する手続をいう。
- (5) ワークショップ 行政が、施策等の案を作成するため、市民と行政又は市民同士がグループによる共同作業を行い、参加者の合意形成を図りながら案を作り上げていく手続をいう。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める手続

（参画と協働のまちづくり市民提案制度）

第5条 年齢満16年以上の市民は、その市民の5人以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、参画と協働のまちづくりを推進するための具体的な施策等を提案できるものとする。

- 2 前項の規定により施策等の提案をしようとする代表者は、その内容、現状の課題、予想される効果等を記載した「参画と協働のまちづくり市民提案書」を提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により提案された施策等の検討結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

（市民参画計画の作成）

第6条 市長は、毎年度、その年度の市民参画手続の実施の予定をとりまとめて市民参画計画を作成し、これを公表するものとする。

- 2 市長は、前年度における市民参画計画の実施結果を取りまとめ、これを公表するものとする。

(審議会等の委員の公募)

第7条 行政は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として、公募により選考される市民を含めるものとする。

2 行政は、公募による委員の選考に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況を考慮し、幅広い市民が市政に参画できるよう努めるものとする。

3 行政は、第1項の規定にかかわらず、審議会等の委員に公募による市民を含めないこととしたときは、速やかにその理由を公表するものとする。

(市民登録制度)

第8条 市長は、参画と協働によるまちづくりを推進するための市民を公募し、これに応じた者を登録するものとする。

2 行政は、前項の規定に基づいて登録された者に対し、必要に応じて市政に対する意見を求めるとともに、審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を提供するものとする。

(市民参画の推進)

第9条 行政は、市民のまちづくりへの参画を推進するため、市政及び市民活動に関する情報を積極的に提供するとともに、市民参画に関する施策等の展開を図るものとする。

(市民参画を推進するための環境整備等)

第10条 行政は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民相互の交流及び市民活動に関する情報の収集・発信に関する環境整備並びに体制づくりに努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。以下略